

【お知らせ】旅券（パスポート）の有効残存期間のご確認のお願い

パスポートの有効期間が満了した後にパスポートの新規申請を行う場合には、日本の本籍地役場が発行する戸籍謄・抄本（原本）をご提出頂くことが必要となることから、新たなパスポートを取得頂くまでには必然的に時間が掛かってしまいます。

我が国のパスポートは、有効残存期間が1年未満となった段階で切替えることができます（その場合、戸籍謄・抄本の提出は原則不要です）。渡航直前になって慌てることのないよう、念のためお手持ちのパスポートの有効残存期間をよくご確認頂き、有効残存期間が僅少であった場合には、早めに切替え手続きされることをお勧めします。

（参照アドレス：当館ホームページ（旅券（パスポート））

https://www.ee.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport.html

（参照アドレス：パスポート申請書 ダウンロード）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>